

結論の基礎

国際 統合報告<IR> フレームワーク



IIRCに関して

国際統合報告評議会(IIRC)は、規制者、投資家、企業、基準設定主体、会計専門家及びNGOにより構成される国際的な連合組織である。我々は、企業報告の次なる発展は、価値創造についてのコミュニケーションにあると考える。

国際<IR>フレームワークは、当該要請に応え、将来に向けた基盤を築くことを目的として開発された。

次を含むIIRCについての詳細な情報はウェブサイト<http://www.theiirc.org/>に掲載されている。

- IIRC創設の背景
- 使命、ビジョン、及び目的
- 体制、構成員、及びフレームワーク開発に貢献したグループ
- デュー・プロセス

本発行物は国際統合報告評議会(「IIRC」)によって発表された。本発行物は、個人的使用を目的とする場合に限り、IIRCのウェブサイトwww.theiirc.orgから無料でダウンロードできる。IIRCは、本発行物の内容を信頼して行為を行うか又は行為を控えることにより生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因によるものであれ、責任を負わない。

IIRCは、翻訳物の正確性と完全性についていかなる責任も負わず、その結果に伴う行動に対しても責任を負わない。IIRCが英語によって公表した国際統合報告フレームワークが正規の承認された文書である。

国際統合報告フレームワーク日本語訳© March 2014 by the IIRC. All rights reserved.

Copyright © December 2013 by the International Integrated Reporting Council ('the IIRC'). All rights reserved. Permission is granted to make copies of this work, provided that such copies are for personal or educational use and are not sold or disseminated and provided that each copy bears the following credit line: "Copyright © December 2013 by the International Integrated Reporting Council ('the IIRC'). All rights reserved. Used with permission of the IIRC. Contact the IIRC (info@theiirc.org) for permission to reproduce, store, transmit or make other uses of this document."

Otherwise, prior written permission from the IIRC is required to reproduce, store, transmit or make other uses of this document, except as permitted by law. Contact: info@theiirc.org.

目次

イントロダクション	3
論点1. 基礎用語	4
論点2. 他の情報との関係	4
論点3. 利用者	5
論点4. 重要性－用語	7
論点5. 価値/価値創造及び資本	8
論点6. ガバナンス責任者の関与	9
論点7. 作成、開示及び保証のための基準	10
論点8. 測定とKPI	11
論点9. 法的責任及び競争上の障害	11
デュー・プロセス	13

本文書は、2013年4月にIIRCが公表した国際統合報告<IR>フレームワークコンサルテーション草案 (コンサルテーション草案)^{*1}に関する一般コメントにおいて提起された技術的論点に関するIIRCの結論の基礎を提供する。

IIRCのスタッフが作成した本文書は、2013年12月5日にIIRC評議会(カウンスル)によって承認された国際統合報告<IR>フレームワーク(フレームワーク)と関連しているものの、その一部をなすものではない^{*2}。

別の文書、**重要論点の要約**^{*3}は、コンサルテーション草案を受けて回答者が提起した他の論点を議論するとともに、IIRCがフレームワークの開発に際して従ったプロセスの要約を含んでいる。

*1 www.theiirc.org/consultationdraft2013/

*2 www.theiirc.org/international-ir-framework/

*3 www.theiirc.org/international-ir-framework/

論点に関する議論

論点1: 基礎用語

- 1.1 「統合報告(Integrated Reporting)」、「統合思考(Integrated Thinking)」及び「統合報告書(Integrated Report)」という用語はコンサルテーション草案で定義されているものの、回答を見ると、これらの基礎用語について混乱が続いていることがうかがわれる。例えば、以下のような例がある。
- ・ 統合報告という用語を、統合報告書を作成する行為と解釈する見方があった。その一方で、この用語は、組織が、どのように価値を創造するかを明確にするために内外の情報すべてを結び付けるといふ、より広範なプロセスを表すという見方もあった。
 - ・ 統合思考という用語は、経営に関する内部的な考慮事項及び組織理念を表したものであり、統合報告という用語によってすでにある程度表現されている要素である、とする見方が一部にあった。
 - ・ 統合報告書は、ほかで提供されている情報を参照するための別個の文書であるとする見方があった。こう考える人々の中には、統合報告書を、より広範な一連の開示事項の要旨にすぎないと捉える見方もあった。その一方で、統合報告書を、コミュニケーション・ネットワークを含む、より流動的で漠然とした概念として捉える見方もあった(この点については、論点2他の情報との関係においてさらに議論する)。
- 1.2 こうした様々な解釈があることは以下の必要性を示している。
- ・ これらの用語の意味をより適切に明確化すること
 - ・ プロセス志向、経営志向及び理念志向の概念をどの程度フレームワークに含めるべきかを決定すること
- 1.3 IIRCは、フレームワークにおいて以下に関する情報を分離すべきであるとの結論に至った。
- ・ 統合報告及び統合思考に関する背景／プロセス。これはフレームワークの冒頭にある統合報告についてのセクションに配置された。
 - ・ フレームワークの利用方法及びその根底にある基礎概念。これはフレームワークのパート1に配置された。
 - ・ 統合報告書の内容。これはフレームワークのパート2に配置された。
- 1.4 以下のような、統合報告に関するより明確な定義も、フレームワークの用語一覧に含められた。これは、統合報告が統合思考及び統合報告書とどのような関係にあるかを示すものである。

統合報告(Integrated reporting) <IR>: 統合思考を基礎とし、組織の、長期にわたる価値創造に関する定期的な統合報告書と、これに関連する価値創造の側面についてのコミュニケーションにつながるプロセス

論点2: 他の情報との関係

- 2.1 回答者の大半は、<IR>と他の報告書及びコミュニケーションとの関係に関するコンサルテーション草案の説明内容に同意していたが、以下の点に関して著しい混乱が見られた。
- ・ 統合報告書は、どのようにして他の報告書や開示事項(例えば、財務報告書やサステナビリティ報告書)と整合し、それらを参照し、又はそれらとの重複を回避するか。
 - ・ <IR>の概念や原則は、現行の企業の報告書及びコミュニケーションに適用すべきか、別個の報告書を作成するために使用されるべきか、又はその双方か。

論点に関する議論

2.2 統合報告書の形式及び統合報告書と他の情報との関係を取り扱うために、フレームワーク1.12-1.16項を以下のように変更した。

1.12 報告組織は、特定のコミュニケーションを統合報告書として指定し、識別可能なものとする。

- 1.13 統合報告書は、他のコミュニケーション(例えば、財務諸表、サステナビリティ報告書、アナリストコール、又はウェブサイト)の要約にとどまらないものとして、意図されている。むしろ、統合報告書は、組織がどのように長期にわたり価値を創造するかを伝達するために、情報の結合性を明確にするものである。
- 1.14 統合報告書は、既存の法的要請に対応する形で作成される場合がある。例えば、組織は、財務諸表の背景的状况を表すマネジメント・コメントリーその他の報告書を作成することを法によって求められる場合がある。その場合、当該報告書がフレームワークに準拠して作成されていれば、統合報告書とみなすことができる。フレームワークでは要求されていない特定の情報を報告書に含めることが求められる場合であっても、フレームワークに要求される情報の簡潔性が損なわれなければ、当該報告書を統合報告書とみなすことができる。
- 1.15 統合報告書は、独立した報告書として作成される場合も、他の報告書又はコミュニケーションの中の識別可能で、明瞭かつアクセス可能な一部として含まれる場合もある。例えば、組織の財務諸表を含む報告書の冒頭部分を統合報告書とすることもある。
- 1.16 統合報告書は、統合報告書として指定されたコミュニケーションとは別に開示される、より詳細な情報への「エントリー・ポイント(導入部)」を提供することができる。当該詳細情報へのリンクが設けられる場合もある。リンクの形式は統合報告書の形式による(紙形式の報告書の例では、他の情報が付録として添付される形でも、ウェブサイトにおける報告書では、他の情報にハイパーリンクさせる形でもよい。)

2.3 フレームワークの修正中に、統合報告書と他の情報間関係を示す様々な図表による説明が検討された。IIRCは、報告実務が法域によって多様であることを踏まえ、普遍的に適用可能な図表を含めることは現段階では不可能であるとの結論に至った。しかしながら、統合報告に向けて考える経路を説明し、組織が自らの背景及び環境に基づいて最も適切な経路を決定するのを支援できるようにするプロジェクトに着手することが考慮された。

論点3: 利用者

- 3.1 コンサルテーション草案は、統合報告書の主たる目的は、財務資本の提供者(特に、組織の継続性と実績に関して長期的な視点を持つ者)に対し、組織が長期にわたりどのように価値を創造するかについて説明することである、とするIIRCの見解に基づいていた。
- 3.2 しかしながら、回答者の多くは、統合報告書がそれよりもはるかに広範な一連の情報ニーズを満たすことを望んでおり、回答者の3分の1以上がコンサルテーション草案に関して以下の点について懸念を示した。
- ・ 財務資本が他の五つの形態の資本よりも優先されていること
 - ・ 投資家の利益が他のステークホルダーの利益よりも重視されていること
 - ・ 情報の金額評価が必要であると示唆されていること
- 3.3 IIRCは、根本的な変更を行うことは妥当ではないと判断する一方、受け取ったコメントを考慮して、コンサルテーション草案の1.6-1.7項(フレームワークでは1.7-1.8項)を実質的に以下のようなものに修正した。
- ・ 「主たる」という修飾語を報告の利用者から報告書の目的に移した。

- ・ 価値創造との結び付きを明確にした。この結び付きは、多くの回答者が欠けていると感じ、それをもっと強調し得るとIIRCも認めたものである。
- ・ 財務資本の提供者が財務資本以外の要因を考慮することについて、理解又は期待を高めた。

コンサルテーション草案

- 1.6 統合報告書は、財務資本の提供者に向けて、その財務資本配分の際の評価に資することを目的として、作成されるべきである。**
- 1.7 報告書の主たる想定利用者は財務資本の提供者であるが、<IR>に基づく統合報告書と他のコミュニケーションは、従業員、顧客、サプライヤー、事業パートナー、地域社会、立法者、規制当局、並びに政策立案者を含む組織の長期にわたる価値創造能力に関心を持つ全てのステークホルダーにとって有益である。

フレームワーク

- 1.7 統合報告書の主たる目的は、財務資本の提供者に対し、組織が長期にわたりどのように価値を創造するかについて説明することである。それゆえ、統合報告書には、関連する財務情報とその他の情報の両方が含まれる。
- 1.8 統合報告書は、従業員、顧客、サプライヤー、事業パートナー、地域社会、立法者、規制当局、及び政策立案者を含む、組織の長期にわたる組織の価値創造能力に関心を持つ全てのステークホルダーにとって有益なものとなる。

3.4 こうした立場をとる根底には以下のような見解がある。

- ・ 財務資本の提供者は、どの組織に投資するかを決定することにより、すべての種類の資本の配分に重大な影響を与えることができる。<IR>が地球の持続可能性に対してなし得る貢献について強い関心を持っている回答者にとってさえ、財務資本がどこに向けられるかは重要事項の一つである。そのため、<IR>はこの重要事項に焦点をあてている。<IR>は財務資本が持続可能なビジネスに向かうのを促進する。それは、持続可能な地球や安定した経済のためには、地球資源の制約や社会的期待の中で、短、中期的な価値創造だけでなく長期的な価値創造を行うことによって、より広範な社会の利益を維持する持続可能なビジネスが必要とされるからである。
- ・ すべてのステークホルダーにねらいを定めようとすることは、実質的に不可能な課題であり、特に、簡潔な報告書ではそう言える。すべてのステークホルダーにねらいを定めると焦点が曖昧になり、報告書が長大となるが、これは<IR>の目的に反している。
- ・ 広範囲のステークホルダーの情報ニーズにねらいを定めた報告書は、価値創造(<IR>)の目的ではなく、影響(どちらかと言えば持続可能性報告の領域に入る)を取り扱う傾向がある。

論点に関する議論

3.5 このことが他のステークホルダーへの関心を欠いていること、又は組織にとって他のステークホルダーとの関係が重要でないことを意味していると誤解してはならない。むしろ反対に以下のことが言える。

- 多くのステークホルダーは組織の長期にわたる組織の価値創造能力に関心を持っている。フレームワーク1.8項に明確に反映されているように、統合報告書はそうしたステークホルダーにとって有益なものである。
- ステークホルダーの正当なニーズ及び関心は、フレームワークを通じて、とりわけ基本原則ステークホルダーとの関係において言及されている。それは、フレームワーク第2章「基礎概念」において論じているように、価値は組織のみによって又は組織内でのみ創造されるのではなく、他者との関係を通じて創造されるという事実の認識に基づいている。<IR>は、主要なステークホルダーとの関係の重要性を反映しており、統合報告書が組織と当該ステークホルダーとの関係性について、その性格及び質に関する洞察を提供すると同時に、組織がステークホルダーの正当なニーズと関心及び期待をどのように、どの程度理解し、考慮し、それに対応しているかについての洞察を提供することを要求している。

論点4:重要性-用語

4.1 回答者のほぼ30%が、IIRCによる「重要な(material)／重要性(materiality)」という用語の使用と、他の一般的な報告(例えば、財務報告やサステナビリティ報告)の文脈におけるその使用法との間の不整合について懸念を表明した。一部の回答者は、重要性の「さらにもう一つの」定義を作り出すことなく報告書の内容を決定するためのガイダンスを提供するよう、IIRCに提案した。フレームワークにおける「重要な／重要性」という用語の使用に対し反対する根拠は、以下のとおりである。

- 重要性と財務上の基準値との関連が極めて強固に確立されているため、重要性の概念を財務以外の情報に適用することが妨げられる可能性がある。
- 重要性は一定水準の「法的負担」を伴っている。組織によっては、規制当局への提出書類にとって重要であるとみなされるすべての情報を統合報告書に含むことが法的に強制されていると感じるかもしれない。

4.2 上記の懸念を緩和するために、多くの回答者は、IIRCに対して「重要な(material)」という語に代えて、「重大な(significant)」、「関連性を有する(relevant)」、「重要度を有する(important)」又は「優先する(priority)」などの他の用語を使用することを提案した。

論点に関する議論

- 4.3 IIRCは、上記の懸念を認めながらも、「重要な／重要性」という用語は報告の関係者に十分に理解されているうえ、統合報告書に特有の当該用語の適用についてはフレームワークで十分な説明がなされていることから、結局、それを使用し続けるべきであるとの結論に至った。
- 4.4 IIRCは重要性に関するプロジェクトに着手する意向である。このプロジェクトには、組織が重要性の決定プロセスをどのように開示しているかの具体例、実施ガイダンス、及び重要性の既存の定義間の関係や重要性と報告境界の関係に関する調査が含まれることになる。

論点5: 価値/価値創造及び資本

- 5.1 コンサルテーション草案では価値に関して具体的な質問はなかったが、回答を見ると、価値とは何か、価値創造とは何か、誰にとっての価値か、価値／価値創造は定量化する必要があるかという点に関してかなり混乱があることは明らかだった。
- 5.2 価値／価値創造を最も的確に説明する方法に関して検討した選択肢(互いに排他的ではない)には、以下のものが含まれる。
- ・ 価値とは、すべての資本の合計である。
 - ・ 価値とは、組織が「獲得した」便益である。
 - ・ 価値とは、組織の市場価値／キャッシュフローである。
 - ・ 価値とは、組織が成功裏に達成した目標である。
 - ・ 価値は、(a)組織自身及び(b)他者に対して創造される価値という、二つの相互に関連する構成要素から成っている。
- 5.3 他の選択肢として検討したのは、組織に対して、価値が何を意味するか、又は、ステークホルダーが何を価値／価値がある、とみなしているかについての説明を要求することだった。
- 5.4 IIRCは以下のような結論に至った。
- ・ 何が価値を構成するかは個々の環境及び視点によって異なるため、フレームワークにおいては特定の一つの視点から価値を定義すべきではない。むしろ、フレームワーク2.4-2.9項では、組織が創造する価値について次のように説明している。(a)資本が増加、減少、又は変換された形で現れる、並びに(b)広範囲な活動、相互関係、及び関係性を通じて繋つながら持つ、相互に関係し合う2つの側面(組織に対して想像される価値と及び他者に対して創造される価値)がある。

論点に関する議論

- ・ 価値／価値創造を定量化する必要はなく、また、統合報告書では組織に価値を置こうとすべきではなく、価値を評価するのは報告書の情報を利用する他者の役割であるとするコンサルテーション草案の立場を、フレームワークにおいて再確認すべきである(フレームワーク1.11項参照)。
- ・ フレームワーク2.4項の説明に基づく「価値創造」の定義を用語一覧に含めるべきである。
- ・ フレームワークで使用される価値創造という用語には、価値が維持される事例及び価値が減少する事例が含まれる、という事実を一層強調すべきである(フレームワーク1.6項を参照)。

論点6: ガバナンス責任者の関与

6.1 コンサルテーション草案への回答者の50%強が、統合報告書に対する責任に関する同意の表明をガバナンス責任者に求めるという要求事項をフレームワークに追加することに(全面的に又は多少の条件付きで)同意した。

6.2 このような表明を求める主な理由として以下の点が考慮された。

- ・ ガバナンス責任者が統合報告書に対する責任に関する同意を示すことになる。
- ・ 開示の信頼性及び統合報告書全体の信頼性の確保に役立つ。
- ・ 報告書の内容に対する説明責任を強化することになる。

6.3 このような表明を要求しない主な理由として以下の点が考慮された。

- ・ コンサルテーション草案ではすでに、(a)ガバナンス責任者は、「<IR>に関する効果的なリーダーシップと意思決定を確保する責任があり、これには<IR>プロセスに中心的に関与する従業員の特定と監督を含む」(コンサルテーション草案5.17項)と述べられており、また(b)「<IR>の監督責任があるガバナンス機関」の開示を要求している(コンサルテーション草案4.5項)ことから、いかなる表明も不要である。
- ・ 表明を含めた場合、追加的な法的責任／法規制上の懸念を引き起こす可能性がある。例えば、表明を含めるよう要求することは、
 - ガバナンス責任者ではなく、CEO及び／又はCFOが法定の年次報告書に関して同様の表明を含めることを要求している法域においては、法規制上の要請と整合しなくなる可能性がある。
 - 将来志向情報などの事項に関してより高レベルの(実際の又は想定上の)法的責任を引き起こす可能性がある。それへの対応として、組織はより法令遵守を重視したアプローチを採用するかもしれない。

論点に関する議論

- ・ この種の極めて具体的な要求事項を含めることは、市場原理による原則主義アプローチに反すると思われる。

- 6.4 IIRCは、そうした表明を求める要求事項がフレームワークに含められた場合、上記の問題点が重なって、とりわけ一部の法域において<IR>の採用を遅らせる可能性があることを認識している。それにもかかわらず、IIRCは、ガバナンス責任者が関与して統合報告書が作成されること、及びそのように作成されたとみなされることの方が重要であると判断した。なぜなら、ガバナンス責任者が関与しない報告書はそれ自体、信頼性に欠けるだけでなく、それが引き起こす疑念は、<IR>の動き全体の信頼性を失墜させる恐れがあるからである。
- 6.5 以上によりIIRCは、ガバナンス責任者に対して、時期を失せず統合報告書に対する責任に同意することを要求すべきであると決定した。このことはフレームワーク1.20項の要求事項として含められた。

論点7: 作成、開示及び保証のための基準

- 7.1 多くの回答者が、フレームワークは報告書の作成、開示及び保証のいずれについても適切な規準となるかという点について様々な懸念を表明した。適切な規準(suitable criteria)という用語は監査又は保証の文献において定義されており、そのため一般に保証の用語と考えられているものの、フレームワークは、保証が求められているかに関わりなく、統合報告書の一貫した作成と表示の適切な規準となる必要がある。
- 7.2 上記の懸念は以下の点に及んでいる。
- ・ 報告される情報に関してどのような測定基準又は規準を使用するか(論点8 測定とKPIにおいてさらに議論する)
 - ・ 統合報告書は完全と言えるか、及び作成者はどうすれば完全性を確認できるか
 - ・ 適切な水準の結合性が統合報告書に反映されているか
- 7.3 保証実施者は、上記の事項、特に将来の見通しの開示についての評価が可能かに関して懸念しており、測定に使用される特定の規準、アウトカムの範囲及び信頼区間を開示することを提言した。

*4国際監査・保証基準審議会による国際保証業務フレームワークによる

論点に関する議論

7.4 フレームワークの見直しに際して、適切な規準の特性（関連性、完全性、信頼性、中立性及び理解可能性^{*4}）を検討した。その理由は、統合報告の作成及び表示には組織特有の状況を考慮した上で判断を下す必要があること（フレームワーク1.10項）、並びに<IR>の進展につれて、またIIRC及び他の者が、報告書の作成者が判断を下す際の助けとなる材料を開発するにつれて、比較可能性が高まる公算が大きいことを認識したためである。さらに、内容要素として作成及び表示の基礎を追加し（フレームワークのセクション4H 4.40-4.48項）、重要性のある事象を定量化又は評価するうえで重要な枠組み及び方法を含む、作成及び表示の基礎を統合報告書において説明することを要求することとした。また、これまでコンサルテーション草案4.5項に含まれていた以下の二つの要求事項も含められた。

- ・ 組織による重要性の決定プロセスの要約
- ・ 報告境界の説明及びその決定方法

論点8: 測定とKPI

8.1 一部の回答者は、コンサルテーション草案には測定又は特定のKPIに関する具体的な規則が欠けているため、組織間の比較可能性が失われる可能性があるかと懸念し、(a)測定規則に関するさらなるガイダンス、並びに(b)既存の中核的な財務KPI及びその他のKPIに対する、より明確な言及を要請した。

8.2 IIRCは、特定の主要なKPIや測定方法を定めることは、原則主義のフレームワークの範囲を超えるというコンサルテーション草案の立場を再確認した。また、

- ・ 実務上可能で適切な場合は常に、定量的指標を統合報告書に取り入れる必要性を強調するために、及び種々の報告書／コミュニケーション間における測定方法の一貫性のために、「原則主義アプローチ」のセクション（フレームワーク1.9-1.10項）を強化した。
- ・ コンサルテーション草案には、適切な定量的指標の選定に関する簡潔なガイダンスがすでに含まれていたものの、当該ガイダンスは内容要素、実績の下に置かれていた。この議論をより目立たせる必要があることが合意され、現在では、全体にまたがる論点としてフレームワーク4.53項に記載されている。
- ・ 信頼ある外部の情報源となるKPIに関するデータベースを開発するプロジェクトへの着手が検討されている。

論点9: 法的責任及び競争上の障害

9.1 多くの回答者は、開示（特に将来志向の開示）が法的責任又は競争上の障害を招く可能性があることについて懸念を提起した。

論点に関する議論

9.2 法的責任について:IIRCはこの論点の重要性、及び一部の回答者が提起した「免責(safe harbours)」の要求など、当該論点が政策の観点から考慮されている事実に留意した。またIIRCは、特定の法的禁止事項が存在することによって重要性のある情報を開示することができない場合に限り、フレームワークを統合報告書に適用しないことを許容する除外規定をフレームワーク1.17-1.18項に残すとともに、このことと下記事項の関連性に留意した。

- 完全性の議論(フレームワーク3.47-3.53項、特にフレームワーク3.52-3.53項における将来志向情報に関して)
- フレームワーク4.39項における、内容要素である見通しに関する法又は制度的要請への言及しかしながら、IIRCは、一部の法域の一部の環境において何らかの情報が潜在的な法的責任を作成者にもたらす可能性に対応するために、フレームワークを大幅に変更する必要はないと考えた(特に、フレームワークが原則主義及び市場原理に基づいていることを踏まえた場合)。

9.3 競争上の障害について:コンサルテーション草案1.11-1.12項(現在のフレームワークの1.18-1.19項)の文言を修正した。これらの項目は、開示が重大な競争上の障害を引き起こすと見込まれる場合に限り、フレームワークを統合報告書に適用しないことを許容するものである。コンサルテーション草案においては、この除外規定を利用する組織は、どのような情報が省略されたかを示し、その理由を説明することを要求された。フレームワークにおいては、これに代えて以下のようなガイダンスが示された。

3.51 重要性のある事象に関する情報(例えば、極めて重要な戦略)が、組織の競争優位に関係する場合に、組織は、大きく競争優位を失う原因となる可能性がある具体的な情報を特定することなく、どのように事象の本質を説明するかを考慮する。したがって、組織は、競合者が統合報告書の情報から実際にどのような利益を得ることがあるかを検討し、1.7項で述べられたように、統合報告書が主たる目的を達成するためのニーズとのバランスをとる。

重要論点の要約には、IIRCがフレームワークの開発に際して従ったプロセスの要約が記載されている^{*5}。このプロセスには、コンサルテーション草案に関して受け取った350を超える提出物(その大半は肯定的)の分析に加え、以下のものが含まれていた。

- ・ ディスカッションペーパー、アウトライン及びプロトタイプ・フレームワーク、並びに一連のバックグラウンド・ペーパーの公表
- ・ ビジネスネットワーク及び投資家ネットワーク双方からの参加者を交えた、IIRCパイロットプログラムの会議、ウェビナー及び地域会議における議論
- ・ IIRC投資家検証グループ及びIIRCテクニカル・コラボレーション・グループからのインプット
- ・ ラウンドテーブル、セミナー、プレゼンテーション及びワークショップなど、世界に向けた広範な普及活動
- ・ IIRC技術作業部会(テクニカル・タスクフォース)及びIIRC作業グループ(ワーキング・グループ)の会合及び電話会議における、開発プロセス全体を通じた継続的な反復に関する議論及びフィードバック

フレームワークは、2013年12月5日に開催されたIIRC評議会の会合において承認された。

IIRCのデュー・プロセスは、評議会メンバーが反対票を投じた場合、その理由の説明を結論の基礎に記載することを要求している。投票を棄権したオーストラリア取締役協会(Australian Institute of Company Directors: AICD)代表メンバーを除き、出席した又は代理人若しくは委任状により代理出席した評議会メンバーの全員がフレームワークの公表に賛成票を投じた。

AICDは、フレームワークに記載された目的の多くを支持しており、特に長期的な考え方に関連する目的に賛成している。しかしながらAICDは、フレームワークの採用が任意であるとしても、フレームワークの導入によって取締役の賠償責任を拡大するべきではない、という大きな懸念を抱いている。オーストラリアでは、特に将来の見通しに関する記述に関連する、有効な経営判断の原則及び取締役の賠償責任の規定が整備されておらず、こうした状況がフレームワークの原則の多くと整合していない。

AICDは、フレームワークの柔軟性を活用する有望な機会及びオーストラリア会社法が改正される可能性があると述べている。

*5 www.theiirc.org/international-ir-framework/

謝辞

本文書の日本語版は、国際統合報告評議会(IIRC)が監修し、日本語翻訳・編集・制作において新日本有限責任監査法人(Ernst & Young Shinnihon LLC. <http://www.shinnihon.or.jp/>)

にご協力いただきました。ご尽力いただいた皆様に感謝を申し上げます。

なお、「結論の基礎」の日本語版と英語版とにおいて、内容に差異があった場合は英語版を優先します。

INTEGRATED REPORTING <IR>
www.theiirc.org